

EU における最近のカルテル制裁の動向

ブリュッセル・センター

欧州委員会が 07 年に入って摘発した変電所設備（ガス絶縁開閉装置）と昇降機（エレベーター・エスカレーター）のカルテルのケースでは、過去の記録を上回る制裁金が科されており、EU のカルテル制裁はますます大型化する傾向が見られる。さらに、変電所設備のカルテルでは、EU 市場でほとんど販売実績がない日本企業にも巨額の制裁金支払いが命じられるという異例のケースとなった。これら 2 つのケースについて、また EU がカルテル政策を強化し、制裁金が大規模になっている背景を概説する。

目次

1．最近の変電所設備（ガス絶縁開閉装置）カルテルの事例	2
(1) 当該カルテルの内容	2
(2) 当該カルテルへの制裁金	3
2．最近の昇降機（エレベーター・エスカレーター）カルテルの事例	4
(1) 当該カルテルの内容	4
(2) 当該カルテルへの制裁金	5
3．最近の大型カルテルの動向とその要因	6

1. 変電所設備（ガス絶縁開閉装置）カルテルの事例

(1) カルテルの内容

07年1月24日、欧州委員会は、ガス絶縁開閉装置（Gas Insulated Switchgear / GIS）の市場でカルテルを結んでいたとして、日本企業を含む11企業グループに対し、総額約7億5,000万ユーロ（1ユーロは155円）の支払いを命じた。11社はABB、アルストム、アレバ、富士電機、日立製作所、日本AEパワーシステムズ、三菱電機、シュネデル、シーメンス、東芝、VAテックである。ガス絶縁開閉装置は、配電網における電流調節に使用される重電機で、ターンキー方式で建設される変電所の重要な設備である。

本件は、関与企業の1社であるABBが自首減免（リニエンス）¹を通じて通報を行ったことが摘発のきっかけとなった。欧州委員会はABBが提供した多数の内部資料や企業情報、抜き打ち査察で押収した資料に基づき制裁を決めたが、決定的証拠として88年に関与企業間で交わされたカルテルの合意書2点が見つかり、カルテルの存続期間全体にわたる証拠資料は約2万5,000ページに及んでいる。

EU側のカルテル関与企業は、88年から04年にかけて、調達入札の不正操作、価格固定、プロジェクトの受注割当、市場分割、機密情報の交換などを行っていた。受注するプロジェクトを各社間で割り当て、これに応じてプロジェクトを受注できるよう入札調整を行っており、事前に最低入札価格を合意するケースもあった。方針や戦略は管理職レベルで定期的な会合を持って決められ、プロジェクトの割当や偽造入札の準備などの実務は下位レベルで行われていた。また、連絡を取り合う場合は、企業や個人を特定できないようコード名を使用し、Eメールも暗号化して会社や自宅のほか、すぐに個人との関連が分かるようなコンピューターから受信することは固く禁じられていた。こういった周到さを欧州委員会は悪質とし、違反の重大性と結びつけた。

このケースで制裁金を科された日本企業5社は、実際には偽造入札や価格操作には参加

¹ EUでは、カルテルに関与した企業に情報開示と当局への協力約束とを引き換えに、制裁金の免除・軽減を提供できる制度が96年より導入されている。同制度の内容を定めた現行（06年12月8日より有効）の「欧州委員会告示（Leniency Notice）」は下記で閲覧できる。

"Commission Notice on Immunity from Fines and Reduction of Fines in Cartel Cases (2006/C 298/11)", Official Journal of the European Union C 298, 8.12.2006
http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/site/en/oj/2006/c_298/c_29820061208en00170022.pdf

しておらず、欧州では 88～04 年の当該製品納入実績もほとんどないとされている。それにもかかわらず、欧州委員会が巨額の制裁金を科したのは、同カルテルでは「日本企業は欧州での入札を手控え、欧州企業は日本市場に参入しない」という合意があったと判断したためである。日本企業が合意の上で EU 市場に参入しなかったこと自体が国際的カルテルへの参加であり、本来ならば EU 市場に生じていたはずの競争の阻害に加担した日本企業の罪は重いとみなされた。

(2) 制裁金

カルテル制裁金の額は、当該製品の EU 市場の規模や、カルテルの存続期間、参加企業の世界売上高などを踏まえて決められるが、欧州委員会は今回のカルテルを、EC (欧州共同体) 条約第 81 条の独占禁止規定²に対する極めて深刻な違反行為と受け取っており、これが制裁金の額に表れた (表 1 参照)。シーメンス (オーストリア) アルストム、アレバの 3 社に対する制裁金は、主導的立場であったとして通常の制裁金の 5 割増しとなった。また、シーメンス (ドイツ) に科された約 4 億ユーロの制裁金は単独企業に対する制裁金としては当時の過去最高となった。ABB に対しても繰り返し違反者として、上述 3 社同様の措置が取られるところであったが、欧州委員会への通報と情報提供を行ったことで自主減免措置が適用されて約 2 億 1,500 万ユーロ全額が免除される結果となった。

日本企業については、世界売上高の 10% を最高とするという欧州委員会の規定から、実際に欧州市場で販売実績がほとんどないにもかかわらず、欧州企業を上回る制裁金支払いを命じられた企業もある。

表 1：最近の変電所設備カルテルに関与した企業への制裁金と減免

企業名とその所在地		減免の割合 (%)	減免額 (ユーロ)	制裁金額* (ユーロ)
ABB	スイス	100%	215,156,250	0
シーメンス	ドイツ	-	-	396,562,500
三菱電機	日本	-	-	118,575,000
東芝	日本	-	-	90,900,000
アルストム	フランス	-	-	65,025,000
アレバ**	フランス	-	-	53,550,000
日立製作所	日本	-	-	51,750,000
シーメンス****	オーストリア	-	-	22,050,000
シュネデル	フランス	-	-	8,100,000
富士電機	日本	-	-	3,750,000

² EU における独占禁止法や競争制限禁止法に係る法律は、EC 条約で競争に関する原則を定めた「競争規定 (Rules on Competition)」(第 81～89 条) に相当する。第 81 条では、EU 加盟国間の取引に影響を及ぼすような事業間の協定や決定を禁止しており、これを根拠にカルテルを規制している。

日本 A E パワーシステムズ***	日本	-	-	1,350,000
計				750,712,500

- * 当該事業に科された制裁金額。これら企業の一部は、他の法人に科された制裁金の全部ないし一部に対し、連帯で責を負う。
- ** アルストムの€65,025,000 の内、€11,475,000 は 92 年に設立されたアルストム子会社が存在する前の期間についてアルストムが単独で責を負うもの。€53,550,000 は、同子会社がアルストムの所有下にあった期間について、アルストムも連帯で責を追う。同子会社は違反期間の終わり頃である 04 年 1 月にアレバ・グループに買収された。アレバ・グループの親会社は買収後の期間について、同子会社と責任を共有する。
- *** 富士電機、日立、明電舎の合併企業。
- **** 違反後にシーメンスによって買収された V A テック (VA Tech) が犯した違反に対する制裁金。

出所： 07 年 1 月 24 日付欧州委員会プレスリリース資料 ([IP/07/80](#))

2 . 昇降機 (エレベーター・エスカレーター) カルテルの事例

(1) カルテルの内容

欧州委員会は 07 年 2 月 21 日、ベルギー、ドイツ、ルクセンブルク、オランダの 4 カ国において、昇降機 (エレベーターとエスカレーター) の設置・メンテナンスでカルテルが結ばれ、明らかな EC 条約第 81 条の侵害があったとして、オーチス、コネ、シンドラー、ティッセンクルップの 4 企業グループに対して総額 9 億 9,200 万ユーロの制裁金を科す決定を下した。また、4 グループの関連会社 16 社に並んで、オランダでのカルテルに関わっていたとして三菱エレベーター B.V. の名前が挙げられた。

17 社は、95 年から 04 年にかけて、病院や鉄道駅、ショッピングセンター、商業ビルなどに設置されるエレベーターとエスカレーターの販売・メンテナンス・設備近代化のための調達などで談合し、契約受注を企業間で割り当てていたほか、入札のパターンや価格など商業上の機密情報をカルテル参加企業間で交換していた。受注割当の方法は 4 カ国で類似しており、相互に入札の内容を知らせあって事前に合意した割当に沿って調整し、競争があると見せかけるため、落札しない予定の企業が高額で入札に参加していた。また、ドイツとオランダでは、特定の顧客と長期的な関係や良好な関係にあった企業が、顧客企業の契約のほとんどを得る「既存顧客維持原則」と呼ばれる合意があった。4 カ国とも、各国の取締役や販売・サービス担当役員、カスタマーサービス部長など、上級管理職が定期会合を開いて協議を行っていた。これらの企業はこのような行為が違法であることを認識しつつ、発覚を防ぐためバーやレストランなどの公衆の場や地方、海外で会合を開いたり、プリペイド式携帯電話カードを使用するなどの手立てを取っていた証拠が見られる。

(2) 制裁金

このケースでは、コネ・グループのベルギー法人とルクセンブルク法人が最初に欧州委員会に情報提供を行ったため、100%の自首減免措置を受けている。ティッセンクルップに関しては、繰り返し違反者であることから同グループ関与4社ともに50%が上乘せされ、総額で4億8,000万ユーロを科された（

表2参照）。17社合計での制裁金は約9億9,200万ユーロと、EUで単独のカルテルに対する制裁金としては過去最高額となった。

このケースでは、欧州委員会は、実際にカルテルに関与したのが現地子会社であっても、グループ親会社にも連帯で責任を求めている。欧州委員会はこれまでの判例に基づき、グループ内で親会社が子会社の商業上の行為に対して決定的な影響力を行使している場合、両者が同じ事業体の一部を成しているとみなしており、特に100%子会社の場合では、親会社は子会社に対して決定的な影響力を行使していると自動的に仮定される。このため、カルテルの違反行為とこれに伴う制裁金に対する法的責任は、実際にカルテルに参加した子会社だけでなく、カルテルの認められた時期に子会社の事業行為に決定的な影響を及ぼしていた親会社にもあるとみなされる。

表2： 最近の昇降機カルテルに関与した企業グループへの制裁金額と減免額

グループ企業および関与企業名とその所在地	減免の割合** (%)	減免額 (ユーロ)	制裁金額* (ユーロ)	グループに対する制裁金総額 (ユーロ)
コネ				
ベルギー KONE Belgium S.A.	100	70,000,000	0	
ドイツ KONE GmbH	50 + 1	63,630,000	62,370,000	
ルクセンブルク KONE Luxembourg S.à.r.l.	100	4,500,000	0	
オランダ KONE B.V. Liften en Roltrappen	0	0	79,750,000	
コネ 計				142,120,000
三菱電機				
オランダ Mitsubishi Elevator Europe B.V.	0 + 1	18,600	1,841,400	
三菱電機 計				1,841,400
オーチス				
ベルギー N.V. Otis S.A.	40 + 1	32,611,950	47,713,050	
ドイツ Otis GmbH & Co OHG	25 + 1	55,156,500	159,043,500	
ルクセンブルク General Technic-Otis S.à.r.l.***	40 + 1	12,423,600	18,176,400	
オランダ Otis B.V.	100	108,035,000	0	
オーチス 計				224,932,950
シンドラー				
ベルギー Schindler S.A./N.V.	0 + 1	700,000	69,300,000	
ドイツ Schindler Deutschland Holding GmbH	15 + 1	4,041,750	21,458,250	
ルクセンブルク Schindler S.à.r.l.	0 + 1	180,000	17 820 000	
オランダ Schindler Liften B.V.	0 + 1	355,250	35,169,750	
シンドラー 計				143,748,000

ティッセングループ****					
ベルギー	ThyssenKrupp Liften Ascenseurs N.V./S.A.	20 + 1	18,018,000	68,607,000	
ドイツ	ThyssenKrupp Aufzüge GmbH および ThyssenKrupp Fahrtreppen GmbH*****	0 + 1	3,780,000	374,220,000	
ルクセンブルク	ThyssenKrupp Ascenseurs Luxembourg S.à.r.l.	0 + 1	135,000	13,365,000	
オランダ	ThyssenKrupp Liften B.V.	40 + 1	16,047,150	23,477,850	
ティッセングループ 計					479,669,850
計					992,312,200

注)

- * 当該企業に対して科された制裁額。以下のカッコ内の親会社が、各企業グループの各国海外子会社と連帯で違反とこれに伴う制裁金に対して責を負う：(コネ)KONE Corporation、(オーチス)United Technologies Corporation および Otis Elevator Company、(シンドラー)Schindler Holding Ltd、(ティッセングループ)ThyssenKrupp AG および ThyssenKrupp Elevator AG
- ** [リニエンシー制度のもと認められた減免の割合(%)] + [リニエンシー制度外で協力に対して付与された減免の割合(%)]
- *** General Technic-Otis S.à.r.l.(GTO社)は、親会社2社(N.V. Otis S.A.および General Technic S.à.r.l.)の傘下で事業運営を行っており、これら2社はGTO社と連帯でルクセンブルクにおけるカルテルに責を負う。
- **** 欧州委員会は98年1月21日の決定(IP/98/70)において、鉄鋼セクターのカルテルに参加したThyssenStainless AG(TKS)に対して、同社およびThyssen Stahl GmbHの行動に対して制裁金を科している(さらにKrupp Stahlがコントロールしていたもう1社に対しても制裁が科された。Thyssen Stahlの違反に対する制裁金の一部に関しては06年12月20日に決定が再裁定された(IP/06/1851))。このことから、ティッセングループは繰り返し違反者であり、本決定によってティッセングループ企業に対して科された制裁金は50%上乗せされることとなった。本決定において違反を犯したと判定されたティッセン・グループの全事業の親会社であるThyssenKrupp AGは、Thyssen StahlとKrupp Stahl両社を法的に引き継いでいる。
- ***** これら2社は連帯で責を負う。

出所： 07年2月21日付欧州委員会プレスリリース資料(IP/07/209)

3. 最近の大型カルテルの動向とその要因

EUにおける最近の大型カルテルについて、企業別およびセクター別ランキングを表3~5に示す。前述した昇降機のケースは、これまでに欧州委員会が摘発したケースの中で最大規模の制裁金を科されており、ガス絶縁開閉装置についても3番目となった(

表4)。企業別でも、これらの2つのカルテルに関与したティッセングループ(昇降機)とシーメンス(ガス絶縁開閉装置)が1位と3位となっている。これまでは、89~99年に価格カルテルや市場分割、値上げ合意などが行われていたビタミン物質のカルテルへの制裁金³が最大規模であった。

07年に入って摘発された2件のケースに揃って高額な制裁金が科された理由として、06年9月に制裁金の算出方法に関する欧州委員会ガイドラインが更改され、また12月には自首減免制度が強化されたことが挙げられる。EUでは違反企業に対する制裁金の上限は、

³ F. ホフマン・ラ・ロシュやBASFのほか日本企業7社を含む計13社が関与し、8社(うち日本企業3社)に総額7億9,051万ユーロの制裁金が科されたケース。仏アベンティス社(現サノフィ・アベンティス)は自首減免制度が適用され、同制度下で制裁金が100%免除された初の企業となった。

カルテル対象の市場ではなく世界売上高を基に決めている。新ガイドラインではこれを10%と据え置いたまま、この範囲内で、違反企業が違法に得た年間売上高の30%に当該違反年数を乗じた額を上限として設定し、違反を繰り返す企業に対する上乘せなど、従来よりも制裁金額を高くした。このため、今後も高額な制裁金支払いを命じる欧州委員会による摘発が続く可能性がある。

欧州委員会は、反トラスト政策の中でも、カルテルを、価格を人為的に吊り上げ、競争とイノベーションを阻害する最も悪質な反競争的行為であり、究極には消費者に害を及ぼすものとして、05年以降その摘発と解体を強化してきている。06年6月には競争総局内にカルテル局（Cartels Directorate）を設置し100名の人員を配置している。

こういったカルテル政策強化の背景には、EUが競争法を経済成長と雇用創出に向けた「リスボン戦略」の重要な要素として位置付けられていることが挙げられる。究極の目的はEUの競争力維持であり、EU企業の生産性とイノベーションの可能性は、開かれた域内市場における活発な競争があってこそという考えに基づいている。

前述した変電所設備のケースでは、欧州市場で販売実績のない日本企業に対して巨額の制裁金支払いが命じられ、市場に参入していないのに罰せられることには疑問の声も上がっている。EU市場に参入する企業は、EUのカルテル政策が競争の阻害の阻止という目的を強調していることに目を向け、競争の阻害につながる行為を回避するよう考慮することが求められる。

表 3：これまで欧州委員会が科したカルテル制裁金の企業・ケース別ランキング

	企業	制裁金(ユーロ)	年
1	ティッセンクルップ (ThyssenKrupp) ³ (IP/07/209)	479,669,850	2007
2	F. ホフマン・ラ・ロシュ (Hoffmann-La Roche AG) (IP/01/1625)	462,000,000	2001
3	シーメンス (Siemens AG) (IP/07/80)	396,562,500	2007
4	エニ (ENI SpA) ¹ (IP/06/1647)	272,250,000	2006
5	ラファージュ (Lafarge SA) ¹ (IP/02/1744)	249,600,000	2002
6	BASF AG ² (IP/01/1625)	236,845,000	2001
7	アルケマ (Arkema) ¹ (IP/06/698)	219,131,250	2006
8	アルジョ・ウィギンス・アプルトン (Arjo Wiggins Appleton PLC) ¹ (IP/01/1892)	184,270,000	2001
9	ソルベイ (Solvay) ¹ (IP/06/560)	167,062,000	2006
10	シェル (Shell) ¹ (IP/06/1647)	160,875,000	2006

表 4：これまで欧州委員会が科したカルテル制裁金額のセクター別ランキング

セクター	年	計(ユーロ)
昇降機(エレベーター・エスカレーター)	2007	992,312,200
ビタミン ²	2001	790,505,000
ガス絶縁開閉装置	2007	750,512,500
合成ゴム(BR/ESBR)	2006	519,050,000
石膏ボード	2002	478,320,000
過酸化水素	2006	388,128,000
アクリルガラス	2006	344,562,500
銅管用継手	2006	314,760,000
ノーカーボン紙	2001	313,690,000
産業用袋	2005	290,710,000

表 5：2003～2006年に欧州委員会が科したカルテル制裁金(セクター別)

年	カルテルの発生したセクター	制裁金対象となった 関与企業の数	制裁金合計 (ユーロ)
2007	昇降機(エレベーター・エスカレーター)(IP/07/209)	18	992,312,200
2007	ガス絶縁開閉装置(IP/07/80)	11	750,512,500
2006	合成ゴム(BR/ESBR)(IP/06/1647)	6	519,050,000
2006	鉄鋼材(再裁定)(IP/06/1527)	1	10,000,000
2006	銅管用継手(IP/06/1222)	11	314,760,000
2006	オランダのアスファルト(IP/06/1179)	14	266,717,000
2006	アクリルガラス(IP/06/698)	5	344,562,500
2006	過酸化水素(IP/06/560)	9	388,128,000
2005	ゴム薬品(IP/05/1656)	4	75,860,000
2005	産業用袋(IP/05/1508)	16	290,710,000
2005	イタリアのタバコ(IP/05/1315)	6	56,052,000
2005	産業用糸(IP/05/1140)	11	43,497,000
2005	クロロ酢酸(IP/05/61)	5	216,910,000
2004	塩化コリン(IP/04/1454)	6	66,340,000
2004	手芸用品(IP/04/1313)	3	60,000,000
2004	スペインのタバコ(IP/04/1256)	9	20,038,000
2004	フランスのビール(IP/04/1153)	2	2,500,000
2004	グルコン酸ナトリウム(IP/01/1355)	1	19,040,000
2004	銅管(IP/04/1065)	9	222,291,100
2003	産業用銅管(IP/03/1746)	5	78,730,000
2003	有機酸化物(IP/03/1700)	6	69,531,000
2003	炭素および黒鉛製品(IP/03/1651)	6	101,440,000
2003	ソルビン酸(IP/03/1330)	5	138,400,000
2003	牛肉(IP/03/479)	6	16,680,000

1 第一審裁判所(Court of First Instance)に上訴済み

2 第一審裁判所による判決後。

3 ThyssenKrupp Liften Ascenseurs N.V./S.A.(ベルギー) ThyssenKrupp Aufzüge GmbH および ThyssenKrupp Fahrtreppen GmbH(ドイツ) ThyssenKrupp Ascenseurs Luxembourg S.à.r.l.(ルクセンブルク) ThyssenKrupp Liften B.V.(オランダ)の5社

以上3表の出所： 07年2月21日付欧州委員会プレスリリース資料([MEMO/07/70](#))

以上